

令和 8 年第 2 回養老町定例会会議録

令和 8 年第 2 回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和 8 年 6 月 3 日第 1 日）

- | | | |
|--------|------------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 報告第 6 号 | 令和 7 年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 5 | 議案第 28 号 | 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 29 号 | 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 30 号 | 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 同意第 3 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 9 | 同意第 4 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 10 | 同意第 5 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 11 | 同意第 6 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 12 | 同意第 7 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 13 | 同意第 8 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 14 | 同意第 9 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 15 | 同意第 10 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 16 | 同意第 11 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 17 | 同意第 12 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 18 | 同意第 13 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 19 | 同意第 14 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 20 | 同意第 15 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 21 | 同意第 16 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 22 | 同意第 17 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 23 | 同意第 18 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 24 | 同意第 19 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 25 | 同意第 20 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第 26 | 同意第 21 号 | 養老町農業委員会委員の任命同意について |

日程第27 議案第31号 財産（常備消防関係車両等（救助工作車））の取得について

日程第28 議案第32号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更
について

日程第29 議案第33号 令和8年度養老町一般会計補正予算（第1号）

日程第30 議案第34号 令和8年度養老町食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）

日程第31 議案第35号 令和8年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	早崎 京子	総務部長	川口 智也
総務部総務課長	尾前 眞理	総務部参事兼 企画財政課長	中島 和哉
総務部税務課長	杉野 雄士	住民福祉部長	近藤 真由美
住民福祉部 住民環境課長	吉村 和人	住民福祉部 健康福祉課長	無藤 宣宏
住民福祉部 子ども課長	香川 明美	産業建設部長	竹中 修
産業建設部 産業観光課長	田中 義康	産業建設部参事兼 建設課長	近藤 晴彦
産業建設部 水道課長	永嶺 早苗	会計管理者兼 会計課長	若山 実穂
教育委員会 事務局長	中島 恵美	教育委員会 教育総務課長	伊藤 めぐみ

教 育 委 員 会
生 涯 学 習 課 長

徳 本 弘 基

消 防 長

高 橋 正 人

消 防 次 長 兼
消 防 課 長

玉 井 洋 祐

消 防 総 務 課 長

三 輪 正 俊

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

加 納 康 宏

議 会 事 務 局 書 記

國 枝 利 法

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和 8 年第 2 回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

ここで開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。御着席ください。

これより、昨年の 5 月から 1 年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の早崎百合子君に、この議場において感謝状を贈呈いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、早崎百合子君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

○議長(野村永一君) 本日の会議は全員出席であります。

なお、岩永議員におかれましては、療養のため早退の通告がありました。

ここで町広報委員に限り、今定例会の議場内の写真撮影並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットのライブ中継及び録画放送のため議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場 1 階ロビーのモニターでも放送いたします。

なお、本定例会においては、上着とネクタイの着用を自由としております。また、執行におかれましては、台風 6 号の対応のため防災服にて出席されております。

それでは、ただいまから令和 8 年第 2 回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 127 条の規定によって、1 番 佐野伸也君、2 番 大橋みち子君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

ここで、5 月 28 日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 清水由美子君。

○議会運営委員長(清水由美子君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る 5 月 28 日午前 9 時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたし

ました。

協議事項は、第2回養老町議会定例会の日程等についてであります。

会期は6月3日水曜から6月18日木曜までの16日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること。このほか、議会開催中の議場出入口は閉鎖すること。以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会2日目の6月17日水曜に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の一部改正3件、人事案件19件、財産の取得1件、繰入れの変更1件、令和8年度一般会計及び特別会計の補正予算3件、以上計28件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第4、報告第6号 令和7年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第5、議案第28号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてから、日程第7、議案第30号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてまでの計3議案は議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第8、同意第3号 養老町農業委員会委員の任命同意についてから日程第26、同意第21号 養老町農業委員会委員の任命同意についてまでの計19議案は、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、各議案ごとに質疑を行うこととし、人事案件につき討論は省略し、採決を行うこと。

次に、日程第27、議案第31号 財産（常備消防関係車両等（救助工作車））の取得については、議会初日に上程し、提案理由の説明を受けて、質疑、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第28、議案第32号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第31、議案第35号 令和8年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）までの計4議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日

に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第5、議案第28号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてと日程第6、議案第29号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての審査の付託先である総務民生委員会は、6月8日月曜、午前9時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第7、議案第30号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての審査の付託先である産業建設委員会は、6月8日月曜の午前11時から開催するよう産業建設委員長へ要請すること。

最後に、日程第28、議案第32号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第31、議案第35号 令和8年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）までの計4議案の審査の付託先である予算特別委員会は、6月8日月曜の午後1時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月3日から6月18日までの16日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月3日から6月18日までの16日間と決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年度翌4月分及び令和8年度4月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、養老町土地開発公社、公益財団法人養老町スポーツ連盟より、経理状況を説明する書類として決算報告書が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで町長の挨拶をお願いします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年第2回養老町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用のところまた足元の大変悪い中御出席を賜りまして厚く御礼を

申し上げます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、今年も出水期を迎え、全国各地で大雨による河川の氾濫や土砂災害への警戒が強まっております。本日も台風6号により午前5時30分には和歌山県串本町及び古座川町にレベル5の氾濫特別警報が発令されております。その後、東海地方の沿岸部を東に進み、その影響によって当町においても大雨災害の発生のおそれがございます。これに伴いまして、災害警戒本部の設置の可能性がございましたので、執行部におきましては防災服での出席とさせていただきます。御理解をよろしくお願いいたします。

なお、養老町の状況でございますけれども、午前3時34分にレベル2土砂災害注意情報が継続して出されております。9時10分現在、上多度地区おきまして、降り始めからの雨量153ミリを計測しておりまして、県下観測地点の中で2番目に多い雨量となっております。また、河川の水位も9時10分現在、本日最高水位5.17メートルを記録しております。思ったより水位が上がっていない状況でございますけれども、油断することなく状況を見守っていきたいというふうに思っております。

また、学校におきましても、校長、教頭が通学路等の確認を行っておりますので、通常どおり学校におきましては授業を行っておる状況でございます。

なお、先月より気象庁から発表される防災気象情報が、住民が取るべき行動と直結しやすいよう、警戒レベルの数字を冠とした名称に変更されております。新たな運用も始まっておりますので、御注意をいただきたいというふうに思います。

このように、過去の災害を教訓とした制度改善が積極的に進められる中、当町におきましても、引き続き災害発生時に迅速な対応を行えるよう、今週7日日曜日には、揖斐川養老大巻水防拠点におきまして、各水防機関、積極的な参加を得まして、養老町水防訓練を実施し、実践的な水防工法の訓練を行います。

また、今月の24日水曜日には全国的な林野火災が頻発する中、養老山地を抱える当町におきましても、災害現場における初動体制を早期に確立できるよう、岐阜県防災航空隊と連携しまして林野火災訓練を行います。

こうした取組により、国や関係機関と緊密に連携した体制の構築をしながら、町民の皆様の生命と財産を守ってまいりたいと考えております。

次に、先月29日金曜日、令和7年に実施されました国勢調査における速報値が発表されております。養老町における速報値につきましては、人口が2万4,371人ということで、ここ5年間減少の推移をたどっており、人口減少という結果につながっております。平成26年、消滅可能性都市の発表やまち・ひと・しごと創生法の施行以降、本町におきましても10年にわたって人口減少の抑制に取り組んできたところでございますが、この国勢調査の結果を見ましても、継続した対策は今後也不可欠であると思っており、この3月、次期の地方創生の指針となります第3期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略

を策定しながら、人口減少、少子高齢化への対策を引き続き進めているところでございます。

一方、昨年の養老公園をメインとしました来園者数を見ますと、約150万人を突破したという結果もございますので、対策の一つとして地域と多様な関わりを持っていく関係人口の創出をより重視してまいりたいというふうに考えております。

そして、同じく少子化の中で再編を進めております小学校につきましては、養老町立小学校再編準備委員会におきまして、各小学校の状況を総合的に検討した結果、高田中学校区は養老小学校、東部中学校区は笠郷小学校を統合校の候補地とすることが決定されました。この後も、地域や保護者との合意形成や空き校舎の活用など、統合に向けたクリアすべき課題は多く残っております。私といたしましても、引き続き様々な意見や視点を踏まえまして適切に進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、国内の経済状況につきまして、政府は長引く中東情勢の混乱を踏まえ、ガソリンや電気、ガスの負担軽減を図るなど対策としまして新たな補正予算案を編成するとともに、公約に掲げられておりました食料品の消費税率につきましても、報道によりますると1%にする案が有力視されております。

当町におきましても、物価高騰による家計への影響はいまだ大きく、地域経済の停滞感は否めない状況が続いております。そのため、私といたしましても、国の地方支援の動向を引き続き注視し、町民の皆様や地域経済への速やかな支援、機会を逃さないようにするとともに、消費の押し上げなど、経済効果と地方に配分されてくる財源の創出といったプラスとマイナスの両面にある施策につきましては、どちらの動向にも気を配り、持続可能な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましても、格別の御協力を切にお願い申し上げます。

本定例会におきます提案議案は、繰越計算書の報告が1件、条例の一部改正が3件、人事案件が19件、財産の取得が1件、一般会計、事業会計、特別会計の補正予算関連諸議案が4件の、合わせまして28議案でございます。よろしく御審議たまわりますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第4、報告第6号 令和7年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第6号 令和7年度養老町一般会計

予算繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の5ページ、6ページをご覧ください。

この計算書につきましては、令和7年9月第3回定例会、11月の第2回臨時会及び令和8年3月の第1回定例会におきまして議決されました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、養老鉄道活性化事業4,490万円、物価高騰に伴う生活支援事業248万2,000円、公立認定こども園等維持管理事業345万4,000円、物価高対応子育て応援手当事業172万7,000円、保健センター維持管理事業545万8,000円、就業改善センター維持管理費1,144万円、用地取得関係事業473万円、中央公園維持管理整備事業費2,172万5,000円、町民会館維持管理費1億6,951万円、社会体育施設維持管理費9,260万9,000円、合わせまして10の事業で3億5,803万5,000円でございます。

以上で、報告第6号 令和7年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第5、議案第28号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例については、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第28号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の7ページを御覧ください。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）が令和6年6月14日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民福祉部住民環境課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 吉村住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） それでは、私のほうから補足説明のほうをさせていただきます。

別添資料3ページの養老町印鑑条例新旧対照表を御覧ください。

第16条中、適法に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）等の法律が改正され、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードの一体化並びに一体

化したカードである特定在留カード、特定特別永住者証明書に係る電磁的記録の取扱いに関し必要な事項を定めるものでございます。

施行日については、この条例は公布の日から施行します。

以上で、議案第28号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第6、議案第29号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第29号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の9ページを御覧ください。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）が公布され、令和8年5月27日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防本部消防総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 三輪消防総務課長、演台にて補足説明。

○消防総務課長（三輪正俊君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（以下基準政令と申し上げます）は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めているものであります。

今回の改正は、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額の改定を行う必要があることに伴い、改正を行うものです。

別添資料４ページの養老町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表を御覧ください。

第18条について、消防作業等に従事した者が死亡した場合の葬祭補償額を「31万5,000円」から「33万円」に引き上げる改正を行うものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書10ページを御覧ください。

施行日につきましては、この条例は公布日から施行されます。

なお、本条例につきましては、経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は令和8年4月1日、以下、適用日と申し上げます、以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償に対して適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、従前の例によることと、適用日からこの条例の施行の日、以下、施行日と申し上げます、の前日までの間に、改正前の規定に基づく葬祭補償、適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限り、として支払われた金額は、改正後の条例の規定に基づく葬祭補償の内払いとみなすものといたします。

以上で、議案第29号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） ただいまの非常勤消防団員等という文言ですが、等ということについては、災害また火災等において善意の町民がこういう場合補償の対象になるかということと、それから近隣の消防団員が火災等に養老町へ来て、このような場合は、養老町のこの補償条例が適用されるのか、それともその近隣の市町の条例が適用されるのかお尋ねをいたします。以上です。

○議長（野村永一君） 三輪消防総務課長、演台にて答弁。

○消防総務課長（三輪正俊君） ただいまの松永議員の質問にお答えします。

消防団員以外で善意で活動しているときに、そのような事例が起きたときには補償の対象となります。また、近隣市町においても、近隣市町の方が養老町でそのような事案になったときも対象になります。以上でございます。

○10番（松永民夫君） 了解しました。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認めます。

よって、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第7、議案第30号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例については提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第30号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての説明させていただきます。

恐れ入ります。議案書の11ページを御覧ください。

企業誘致を推進する上で、企業誘致の効果を確保しつつ、将来にわたり安定した財政運営を維持することを目的として、本条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、産業建設部産業観光課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 田中産業観光課長、演台にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（田中義康君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本町では、企業立地促進を図るため工場等の新設、増設を行う事業者に対し、固定資産税相当額を奨励金として交付する制度を設けております。しかし、現行制度では奨励金の交付上限額が設けられておらず、大規模投資が行われた場合には町の財政負担が過度に増大するおそれがあります。

企業誘致は地域経済の活性化に資する一方、奨励金制度は持続可能な財政運営との均衡が不可欠であり、その観点から、近年、県内他自治体において奨励金の上限額を設定され、財政負担の適正化を図る自治体もございます。

本町といたしましても、企業誘致の効果を確保しつつ、将来にわたり安定した財政運営を維持するためには、奨励金の交付額に一定の条件を設ける必要があることから、工場等設置奨励金について新たな交付上限額を設定することとするため、改正を行うものでございます。

別添資料 5 ページの企業立地促進条例新旧対照表を御覧ください。

第 5 条第 1 号アについて、新たに上限額を設けるため、「（上限額 1 億円）」を加え、改めるものでございます。

また、第 5 条第 1 号イについて、新たな上限額を設けるため、「（1 年につき上限額 1 億円）」を加えるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 30 号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6 番 岩永義仁君。

○6 番（岩永義仁君） 2 点お伺いしたいと思います。

まず 1 点目ですけれども、別添資料アの上限額 1 億円とした根拠ですね、金額の根拠についてお伺いしたいです。

2 点目なんですけど、養老町の過去の実績で高額なこういう対象になった実績があれば具体例、金額や企業について御提示いただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 田中産業観光課長、演台にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（田中義康君） ただいまの岩永議員の御質問に回答させていただきます。

まず 1 点目の 1 億円とした根拠でございますけれども、先ほどの過去の実績、あとは近隣市町の情勢等を見ながら均衡が取れるようにというか、そちらの金額等を参考にもしながら、1 億円ということで上限を設定させていただきました。

2 点目の過去の実績でございますが、最大で 1 億円という上限には届いていない実績でございましたので、その上限を超えるような実績というものはございません。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6 番 岩永義仁君。

○6 番（岩永義仁君） すみません、事例を挙げていただきたかったんで、上位 2 者ぐらいでいいので対象を教えてください。事例、幾らでどんどころに出したか、出したというか、その対象になった企業を知りたいので。

○議長（野村永一君） 田中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（田中義康君） すみません、ただいまの質問に回答させてい

たきます。

事例でございますけれども、過去の実績でいきますと、一番大きなもので、町内の工場の進出ということで、年間ですけれども6,300万ほどの実績がございます。年々下がっていきますので、経年の固定資産税が下がっていくので、その分奨励金のほうも下がってはいくんですけれども、最大で6,300万円ほどという実績がございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） すみません、公費の関係ですので、先ほどからこれ3回も同じことを聞いておるんですけど、事例で対象企業も聞いておるんです。お答えいただけないのであれば、お答えいただけない理由も添えていただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 田中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（田中義康君） 実績といたしまして、具体的な企業といたしましては、飯ノ木地内にある食料品の工場になりますが、それが6,300万ほどになります。

○6番（岩永義仁君） 答弁、出ていない。

○議長（野村永一君） これ、プライバシーでしょう。

○6番（岩永義仁君） 出せないんだったら出せない理由を言ってくださいということ。ちゃんと答弁で答えてくれないと、公費関係ですので。

○議長（野村永一君） 田中産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（田中義康君） 今の該当企業におきましては、個別の企業名になりますので、この場での回答を控えさせていただきますので、後ほどお答えさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

○6番（岩永義仁君） 意味が分からない。議長、おかしいよこれ、本会議で質疑に答えられない理由は……。

○議長（野村永一君） 手を挙げてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今回の質問に対して答弁が不適切な答弁が出ております。正していただきたいと思います。本会議での質疑です。

○議長（野村永一君） 暫時休憩します。再開は後ほど連絡します。

（午前10時14分 休憩）

（午前10時23分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） 先ほどの岩永議員の御質問でございますが、企業名について伏せさせていただいておりますのは、そもそも奨励金自体が固定資産税の評価額のほうから算出されておりますので、そういった点から企業情報としてこの場で申し上げるべきではないということで申し上げておりません。

またもう一つ訂正をさせていただきたいのですが、所在地について、飯ノ木と申し上げましたが、大跡でございました。申し訳ございませんでした。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第 8、同意第 3 号から日程第 26、同意第 21 号までの計 19 議案については一括上程し、提案理由の説明後、各議案ごとに質疑を行い、同意の人事案件につき討論を省略して採決を行います。

まず、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました同意第 3 号から同意第 21 号まで、養老町農業委員会委員の任命同意についての説明をさせていただきます。

議案書 13 ページを御覧ください。

このたび、現農業委員会委員の 19 名の任期が令和 8 年 7 月 19 日を満了することに伴いまして、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年 3 月 31 日法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の者を新たな農業委員として任命するため、同意を求めるものでございます。

なお、新たな農業委員会委員の任期は令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日までの 3 年間でございます。

順次住所とお名前を申し上げます。

同意第 3 号、養老郡養老町押越、藤田尚代。同意第 4 号、岐阜県養老郡養老町烏江、川瀬昇。同意第 5 号、岐阜県養老郡養老町竜泉寺、西脇きよ子。同意第 6 号、岐阜県養老郡養老町鷺巣、清水由美子。同意第 7 号、岐阜県養老郡養老町大跡、佐藤義勝。同意第 8 号、岐阜県養老郡養老町岩道、若山勝行。同意第 9 号、岐阜県養老郡養老町田、田

中茂。同意第10号、岐阜県養老郡養老町一色、間山博之。同意第11号、岐阜県養老郡養老町大巻、近藤省吾。同意第12号、岐阜県養老郡養老町大巻、水谷義則。同意第13号、岐阜県養老郡養老町瑞穂、西脇壽男。同意第14号、岐阜県養老郡養老町大野、澁谷明彦。同意第15号、岐阜県養老郡養老町下笠、小野和孝。同意第16号、岐阜県養老郡養老町上之郷、細川清美。同意第17号、岐阜県養老郡養老町飯田、西山よし子。同意第18号、岐阜県養老郡養老町直江、松本光栄。同意第19号、岐阜県養老郡養老町橋爪、堀江法夫。同意第20号、岐阜県養老郡養老町宇田、加藤武司。同意第21号、岐阜県養老郡養老町室原、田中清美。

以上、同意第3号から同意第21号まで養老町農業委員会委員の任命同意についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

これより順次、議案ごとに質疑及び採決を行います。

初めに、日程第8、同意第3号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第9、同意第4号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第10、同意第5号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第11、同意第6号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定により、4番 清水由美子君の退場を求めます。

〔4番 清水由美子君 退場〕

○議長（野村永一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔4番 清水由美子君 入場〕

○議長（野村永一君） 次に、日程第12、同意第7号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第13、同意第8号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第14、同意第9号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第15、同意第10号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第16、同意第11号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第17、同意第12号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第18、同意第13号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第19、同意第14号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第20、同意第15号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第21、同意第16号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第22、同意第17号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第23、同意第18号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定により、8番 早崎百合子君の退場を求めます。

〔8番 早崎百合子君 退場〕

○議長（野村永一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔8番 早崎百合子君 入場〕

○議長（野村永一君） 次に、日程第24、同意第19号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第25、同意第20号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第26、同意第21号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより暫時休憩いたします。再開は10時55分いたします。

（午前10時41分 休憩）

(午前10時55分 再開)

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（野村永一君） 次に、日程第27、議案第31号 財産（常備消防関係車両等（救助工作車））の取得についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第31号 財産（常備消防関係車両等（救助工作車））の取得についての説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の32ページを御覧ください。

この車両の購入につきましては、養老町消防施設整備計画に基づき、養老消防署に配備される救助工作車を更新するもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、消防本部消防総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 三輪消防総務課長、演台に補足説明。

○消防総務課長（三輪正俊君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

現在、養老消防署に配備されております救助工作車は、平成15年12月の配備から23年目に入り更新時期を迎えましたので、養老町消防施設整備計画に基づき、車両の更新配備を図るものであります。

最新式車両の導入により、安全な緊急走行と救助活動中における突然の不具合発生や故障のリスクを低減し、消防力の維持と災害対応能力の向上を図ることが可能となり、住民の安心・安全に寄与するとともに、迅速、的確かつ円滑な消防業務を遂行できるものと考えます。

次に、その内容を御説明申し上げます。

1. 取得の目的ですが、救助工作車の購入。
2. 取得の方法、事後審査型一般競争入札。
3. 取得の金額、1億4,850万円、税込みでございます。
4. 取得の相手方、岐阜県岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔。
5. 納入期限、令和9年3月31日。
6. 納入場所にあつては、養老町消防本部養老消防署でございます。
7. 物件の概要です。救助工作車（Ⅱ型）、日野自動車株式会社製、レンジャー、マニュアルトランスミッション4輪駆動でございます。乗車定員は6名、車両総重量は1万2,000キログラム以下、フロントウインチ、クレーン装置、屋上自動上昇式発電照明

灯を搭載しております。

以上で、議案第31号 財産（常備消防関係車両等（救助工作車））の取得についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第28、議案第32号から日程第31、議案第35号までの計4議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第28、議案第32号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第32号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての御説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の34ページを御覧ください。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回議案第34号で、令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）、機器の設置工事に伴いまして、一般会計の繰入額を1,124万2,000円増額としております。

町立食肉事業センターの管理費につきましては、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を7,674万2,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第32号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第29、議案第33号 令和8年度養老町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程を賜りました議案第33号 令和8年度養老町一般会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

恐れ入ります。議案書の35ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,983万1,000円を追加し、予算総額を125億5,083万1,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、地域農業構造転換支援事業及び食肉事業センター特別会計の繰出金などでございます。

詳細につきましては、総務部長、住民福祉部長、産業建設長、教育委員会事務局長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に歳出から説明をさせていただきます。

議案書の42、43ページを御覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費、7目地域振興費のコミュニティー助成事業費では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業において、申請事業が採択された2つの団体に対する補助金として440万円を計上しました。

款3 民生費、項1 社会福祉費、1目社会福祉総務費の物価高騰に伴う低所得世帯支援

事業では定額減税補足給付金（不足額）給付事業の事務費に充当していた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について実績額との差額を返還するため、返還金を32万6,000円増額いたしました。

44、45ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、3目防災費の災害対策事業では、5月から新たな防災気象情報の運用が開始されたことに伴い、職員災害初動マニュアルの改訂が必要となったため、改訂費用の委託料といたしまして55万円を計上いたしました。

なお、補正予算で人件費の補正を行っております。その詳細につきましては、46ページから48ページの給与費明細書を添付しておりますので、そちらを御確認いただきたいと思います。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

40、41ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では財源が不足する額2,494万3,000円を増額いたしました。

款20諸収入、項4雑入、2目雑入では、コミュニティ助成事業助成金440万円を計上いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

議案書42、43ページを御覧ください。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備事業では、コンビニ証明発行システム改修業務、旧字及び振り仮名の記載に係る戸籍附票システム改修に伴う委託費として298万1,000円を増額しました。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、障害者自立支援給付システム改修に伴う委託費として71万5,000円。

3目福祉医療費の福祉医療事務事業では、福祉医療システム改修に伴う委託費として154万8,000円を増額いたしました。

項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の公立認定こども園等維持管理事業では、消防用設備及びガス警報器の施設修繕費用として90万2,000円、広幡こども園調理室、冷蔵庫の購入費用として109万3,000円、計199万5,000円を増額いたしました。

また、出産祝い金支出事業では、岐阜県第2子以降出産祝い金として90万円、事務費として9万円、計99万円を計上いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

議案書40、41ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として298万1,000円を増額いたしました。

2目民生費国庫補助金では、障害者総合支援事業補助金として35万7,000円を増額いたしました。

款15県支出金、項2県補助金、2目民生費県補助金では、岐阜県第二子以降出産祝金支出事業費補助金として99万円を計上いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部長、演台にて補足説明。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、私から産業建設部関係の予算について補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出について説明をさせていただきます。

議案書の42、43ページを御覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の楽しい農業・儲かる農業実現支援事業では、農業従事者が必要とする支援メニューを積極的に活用したことにより補助事業に採択され、県の内包通知を受けて補助金を125万円増額いたしました。また、地域農業構造転換支援事業においても同様に積極的な活用を行った結果、国からの内包通知を受け、補助金として1,491万円を計上いたしました。

次に、4目畜産業費の食肉事業センター特別会計繰出金では、食肉事業センターの施設利用組合から、作業員の高齢化及び職人の減少に伴う環境改善及び業務効率化の要望を受け、食肉事業センター運営協議会においても協議され、検討を行った結果、適正かつ安定的な管理運営のためには早期の機械導入が必要不可欠であると判断されたことから、その所要額として繰出金を1,124万2,000円増額いたしました。

次に、5目土地改良費の用排水機管理手当では、渇水対策などへの支援として106万2,000円を、また、排水機場除塵機の修繕に伴う支援として61万2,000円を補助金として計167万4,000円を増額いたしました。

次に、土地改良費の団体土地改良事業では、農業水路等長寿化防災・減災事業の採択に伴い、補助金として24万円を計上いたしました。

次に、議案書の44ページ、45ページをお開きください。

款8土木費、項4都市計画費、3目下水道整備費の養老町下水道事業会計汚水負担金では、下水処理の安定性を確保するため、マンホールポンプの更新費用の所要額として、繰り出し基準外の補助金を623万4,000円増額いたしました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

お戻りいただきまして、40、41ページを御覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業県補助金では、楽しい農業、儲かる農

業実現支援事業で補助金として125万円を増額し、地域農業構造転換支援事業として1,419万円を計上いたしました。

産業建設部関係の補足説明でございました。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

議案書44、45ページを御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費、4目青少年育成費の青少年集会所整備事業補助金では、高田地区の青少年集会所において、先月発生した強風の影響により集会所の屋根材がめくれ、今後雨漏りや屋根材が飛散するおそれがあるため、緊急修繕を行う必要があることから、本施設の修繕に係る工事等補助金として77万6,000円を増額いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 5月29日の新聞各紙は、プラスチックや合成繊維の原料となるナフサの輸入量は、前年の同月比47%減の114万4,188キロリットルと財務省の発表を報じました。

そのような状況の中で、近隣市町の中には6月議会の補正でゴミ袋の経費が1.7倍と見積もり、補正予算を計上したり、在庫が品薄になったりしていることから十分な在庫を確保している。買いだめすることなく計画的な購入をと市民にお願いをしている自治体も多々あります。

当町においては十分見通しを持った対応だと考えますが、町民の中らゴミ袋の在庫に対する不安も寄せられておりますので、現状をお答えください。

○議長（野村永一君） 吉村住民環境課長、演台にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） ただいまの水谷議員の御質問に回答させていただきます。

4月に入札を行いまして、今年度60万枚を例年どおり想定しております。今月中には第1便のほう、在庫のほうは12万枚ほど入ってまいりますので、継続的な販売はできていくというものと考えております。一部の店舗におきましてお買い求めが多いところが

ございますが、そちらのほうにつきましても、例年どおり枚数を確保しておりますので、問題なく販売できると考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 養老の広報6月号、8ページの下段にナフサの確保が難しい状況が続き、プラスチック製容器包装の分別回収の必要性をと啓発していますが、ただいまの担当課長によりますと、十分確保されているということですが、町民のそういう不安を取り除くような周知を図っていただけることを求めています。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第30、議案第34号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程を賜りました議案第34号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

恐れ入ります。議案書の49ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,124万2,000円を追加し、予算総額を1億4,344万2,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、機械導入経費に係る所要額を計上し、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部の産業観光課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 田中産業観光課長、演台にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（田中義康君） それでは、私のほうから食肉事業センター特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出について説明させていただきます。

議案書56、57ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費、食肉事業センター管理費では、食肉事業センターの施設利用組合から作業員の高齢化及び職人の減少に伴う環境改善及び業務効率化の要望を受け、食肉事業センター運営協議会においても協議され、検討を行った結果、適正かつ安定的な運営を行うためには、早期の機械導入が必要不可欠であると判断されたことから、豚大腸切開機設置工事の工事請負費として1,124万2,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、54、55ページを御覧ください。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、先ほど御説明させていただきました豚大腸切開機設置工事に係る一般会計繰入金として1,124万2,000円を計上いたしました。

以上、食肉事業センター特別会計予算の補足説明といたします。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第31、議案第35号 令和8年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第35号 令和8年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましてその概要を説明させていただきます。

恐れ入ります。議案書の59ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、資本的収入及び支出、いわゆる4条会計のうち、資本的収入を623万4,000円増加し、補正後の予算総額を1億143万4,000円に、資本的支出を623万4,000円増額し、補正後の予算総額を2億1,083万4,000円とするものでございます。

また、3条において、予算第8条で定める一般会計からこの会計補助を受ける金額を623万4,000円増額し、1億9,715万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、経年劣化によるマンホールポンプ2基の更新、工事請負費の増額によるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 永嶺水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（永嶺早苗君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

68、69ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の支出から説明させていただきます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、2 目公共処理場費につきましては、石畑マンホールポンプ施設内のポンプについて点検を行った結果、1・2号機ともに経年劣化により絶縁抵抗値が低下しており停止する可能性があることから、早急に更新する必要があるため、更新費用として623万4,000円増額するものです。

次に、収入につきましては、款1 資本的収入、項3 一般会計補助金、1 目一般会計補助金につきまして、623万4,000円増額するものです。

以上で、議案第35号 令和8年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は6月8日月曜の午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は同日の午後1時30分から開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（野村永一君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日6月4日から6月16日までの13日間は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月4日から6月16日までの13日間は休会することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、会議2日目は6月17日水曜午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これをもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時28分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8 年 6 月 3 日

議 長 野 村 永 一

議 員 佐 野 伸 也

議 員 大 橋 み ち 子